

令和8年3月25日
消 防 庁

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案に対する意見募集

消防庁は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案について、令和8年3月26日から令和8年4月24日までの間、意見を募集します。

1 改正内容

最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る葬祭補償の額の改定を行います。

2 意見募集対象及び意見公募要領

- 意見募集対象
 - ・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案
- 意見公募要領の詳細については、別紙を御覧ください。

3 意見募集の期限

令和8年4月24日（金）（必着）（郵送の場合は、締切日の消印まで有効。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該政令を公布する予定です。



【連絡先】

消防庁国民保護・防災部地域防災室

有村課長補佐、高橋事務官

TEL : 03-5253-7561（直通）

E-mail : chibou.syobodan_atmark_soumu.go.jp

※ スпамメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください

意見公募要領

1 意見募集対象

- ・ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案

2 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び消防庁ホームページ(<https://www.fdma.go.jp/>)の「報道発表等」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

3 意見の提出方法

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）、（３）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話等による意見は御遠慮願います。また、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、

(2) により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：syobodan@ml.soumu.go.jp

総務省消防庁地域防災室あて

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力御利用いただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁地域防災室あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問合せください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

4 意見提出期間

令和8年3月26日(木)から令和8年4月24日(金)まで(必着)

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

5 留意事項

- ・意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。

- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁地域防災室にて配布又は閲覧に供します。
- ・ 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

6 連絡先窓口

総務省消防庁地域防災室

担 当：有村補佐、高橋事務官

電 話：03-5253-7561

電子メールアドレス：chibou.syobodan@soumu.go.jp

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁地域防災室 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案

1. 改正の趣旨

今般、国家公務員災害補償法に基づく「人事院規則一六一〇（職員の災害補償）」（昭和 48 年人事院規則 16-0。以下、「規則」という。）第 31 条第 1 項で規定する葬祭補償の額が改定される予定である。

これを受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号。以下「令」という。）において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額（規則第 13 条第 1 項を参考に規定しているもの）の改定を行う。

2. 改正の概要

- 令第 11 条に規定する非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を次のとおり改定する。

令第 11 条における 改定前の定額部分の額	令第 11 条における 改定後の定額部分の額
315,000 円	330,000 円

3. 施行期日等

公布予定日：令和 8 年 5 月下旬

施行日：公布日

適用日：令和 8 年 4 月 1 日

政令第 号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第十一条の規定は、令和

八年四月一日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第一条第七号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る葬祭補償の額の改定を行う必要があるからである。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ◎ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（葬祭補償）</p> <p>第十一条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として<u>三十三万円</u>に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>（葬祭補償）</p> <p>第十一条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として<u>三十一万五千円</u>に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>